

公立・公的医療機関等「以外」のその他の医療機関の具体的対応方針の協議にあたっての取組について

1 国が示す「個別の医療機関ごとの具体的対応方針の協議への対応」について

個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、地域医療構想調整会議において協議し決定することとされている。

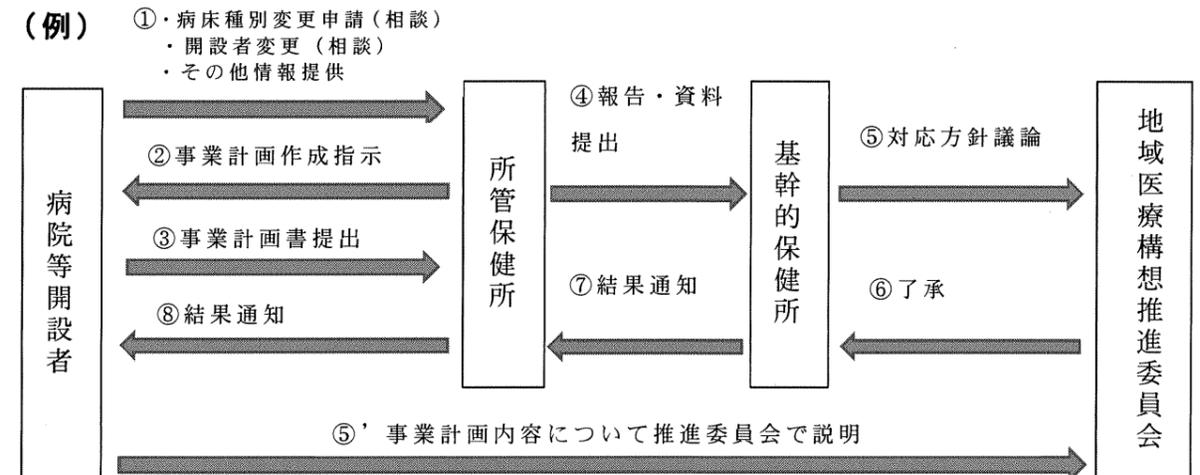
「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け国通知）

- 公立病院に関すること
「新公立病院改革プラン」を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、具体的対応方針を協議すること。
- 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関に関すること
「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について」に基づき、公的医療機関等 2025 プランを作成した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、具体的対応方針を協議すること。
- その他の医療機関に関すること
 - ・ 開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。
 - ・ 上記以外の全ての医療機関については、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。

「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」（平成 30 年 6 月 22 日付け国通知）で、その他の医療機関の対応方針については新たに協議の進め方が示され、平成 29 年度病床機能報告における 6 年後及び平成 37（2025）年の病床機能の予定に関するデータを対応方針とみなして協議を開始することとされた。

2 その他の医療機関の具体的対応方針の協議方法について（案）

- その他の医療機関の具体的対応方針については、病床機能報告のデータ（病床部分）を示して、来月以降開催する本年度第 1 回地域医療構想推進委員会で議論を開始するとともに、公立・公的病院等を対象に昨年度に実施した「地域医療構想を踏まえた各医療機関の今後の病床機能等に関する意向調査」に準じて、その他の医療機関に対しても、地域医療構想を踏まえた役割や平成 37（2025）年で担う予定の医療機関の役割等についてアンケートを実施し、来年 2 月頃開催予定の第 2 回地域医療構想推進委員会に向けて、その他の医療機関の今後の方向性を把握していくこととしたい。
- また、所管保健所等が医療機関の役割や機能を変更する情報を得た場合については、該当医療機関に公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画の作成を求め、今後地域医療構想推進委員会で議論していくこととしたい。
- なお、本県における事務の流れとしては以下の手順で行うこととしたい。



【参考】「地域医療構想を踏まえた各医療機関の今後の病床機能等に関する意向調査」アンケート項目

（平成 29 年 11 月実施：公立・公的病院等を対象にした県独自調査）

- 1 現在の医療機能
- 2 平成 35（2023）年 7 月 1 日時点における病床の機能の予定
- 3 非稼働病床について
- 4 構想区域内で不足すると予想される回復期病床が確保できない場合に、回復期機能を一層担う考え
- 5 地域医療構想を踏まえた今後の役割について